

参 考 资 料

参考資料目次

1	平成23年度生活衛生課予算(案)等の概要	資-1
2	都道府県(都道府県生活衛生営業指導センター)への補助の概要	資-3
3	生活衛生営業経営指導員の公募の促進について(案)	資-4
4	平成23年度 株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付) 予算(案)の概要	資-8
5	株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の貸付制度概要	資-11
6	振興計画の認定状況	資-15
7	クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施状況	資-19
8	クリーニング所における引火性溶剤への対応について	資-20
9	生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書	資-21
10	クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書(案)	資-47
11	管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書(案)	資-60
12	入浴施設におけるレジオネラ症防止対策	資-68
13	建築物環境衛生対策関係資料	
	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要	資-70
	(2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移	資-71
	(3) 登録営業所数の年次推移	資-72
	(4) 講習機関等登録簿	資-73
14	基礎自治体への権限委譲に伴い改正が予定される法律	資-84
15	生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について	資-85

1. 平成23年度生活衛生課予算（案）等の概要

平成22年12月24日
厚生労働省健康局
生活衛生課

一般会計

23年度予算案 [22年度予算額]
2, 289百万円 [2, 165百万円]

I 生活衛生営業対策

行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、評価基準や国と県等の機能分担も含めた改革案に基づき、概算要求の内容を見直し、生活衛生関係営業への支援を実施する。

⑧ 生活衛生関係営業対策事業費補助金 724百万円

各生活衛生関係営業の組合及び連合会の行う意欲的な事業に対しては、全国生活衛生営業指導センターを経由せず国から直接支援することとし、全国生活衛生営業指導センターについてはその役割の重点化を図り、シンクタンク機能及び情報提供機能を充実する。また、都道府県生活衛生営業指導センターによる生活衛生関係営業者に対する経営上必要な相談・指導等の充実を図る。

さらに、評価指標の導入を図り、事業の効果検証を実施する。

<全国生活衛生営業指導センターへの補助> 101百万円
・シンクタンク機能・情報提供機能の充実

<都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）への補助>
436百万円
・営業者に対する相談指導、消費者保護への重点化

<連合会、組合への直接補助> 188百万円
・自主的取組の推進、地域の福祉社会への貢献、
国際化への対応の支援

II 株式会社日本政策金融公庫補給金

1, 532百万円 [1, 229百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

III 建築物等環境衛生対策

9百万円 [11百万円]

日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 200億円 [22年度 1, 400億円]

2. 貸付制度の改善

(1) 振興事業貸付の貸付利率の創設

「振興事業にかかる事業計画書を作成した生活衛生融資制度」を創設し、運転資金及び設備資金とともに振興計画を策定した組合に所属する組合員が、事業計画書を策定するとともに一定の会計書類を備えている場合に、当該生活衛生営業者に対する通常の利率から更に0.15%低い貸付利率を適用するもの

(2) 振興事業貸付に係る特別利率適用施設設備の追加等

- ・旅館業に係る省エネルギー設備として宿泊者用の「電気自動車充電設備」を追加（一般貸付・振興事業貸付）
- ・飲食店等にかかる受動喫煙設備の延長（健康・福祉増進貸付）
- ・観光圏関連設備資金の特例措置の延長（一般貸付・振興事業貸付）
- ・クリーニング業を営む者に係る特別利率対象施設設備に「引火性溶剤対策設備」を追加（平成22年補正で措置。平成22年12月に前倒し実施）（一般貸付・振興事業貸付） 等

税制改正要望

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%（現行8%）に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

なお、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行う。

(2) クリーニング業における特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%（現行14%）に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直し（拡充）した上、その適用期限を1年延長する。

(3) ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行う。

2. 都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）への補助の概要

○都道府県生活衛生営業指導センターへの補助

	23' 予算案	(22' 予算額)
	436百万円	(0百万円)

- | 1. 事業内容 | 千円 | 千円 |
|---|---------|------|
| (1) 人件費
相談指導等事業の実施に必要な職員の配置。 | 294,057 | (0) |
| (2) 相談指導事業
融資、税務、労務管理等の相談指導・消費者からの苦情に対する相談・指導。 | 87,118 | (0) |
| (3) 分野別調整等協議会等事業
大企業の進出等に関する分野調整、紛争の解決のための調整。 | 1,143 | (0) |
| (4) 情報化整備事業
生活衛生営業に関する情報の蓄積、システムの維持管理 | 7,691 | (0) |
| (5) 後継者育成支援事業費
生活衛生関係営業への就職を促進するため、インターンシップ制度を活用した後継者の育成支援事業を実施。 | 23,077 | (0) |
| (6) 健康・福祉対策推進事業費
地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形の振興事業の実施。
新型インフルエンザ等の感染症等の拡大防止策の検討及び普及啓発の実施。 | 16,450 | (0) |
| (7) 消費者コールセンター事業費
消費者からの苦情相談体制を構築し、消費者の権利擁護の充実を図る。 | 6,367 | (0) |

2. 創設年度 平成23年度

3. 補助先・補助率

(補助先) 都道府県（財団法人都道府県生活衛生営業指導センター）

(補助率) 1/2

4. その他

人件費については、相談指導事業の事業評価を行い、実績に応じた補助の実施

※評価方法の詳細は今後検討。

3 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について（案）

（案）

健発 第 号

平成23年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）については、「生活衛生営業経営指導員制度について」（昭和49年4月11日環衛発第68号厚生省環境衛生局長通知）の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき配置していただいているところですが、平成22年6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセス及び平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、経営指導員の過半数が都道府県OBであることが問題視されたところです。

また、国家公務員退職者が所管法人へ再就職することについても国民から厳しい批判を受けていることを踏まえると、都道府県退職者が経営指導員へ再就職することになった場合は、その人件費が国と都道府県からの補助金を財源としていることから、十分に国民の理解が得られる方法で採用がなされることが必要であると考えます。

については、新たに経営指導員を採用する場合には、経営指導員に求められる役割に照らし、専門知識、業務経験を公平公正に評価した公募による採用を実施いただくなど都道府県生活衛生営業指導センターの適正な運営に資する採用が実施されますよう同センターに対する指導方お願いします。

(参考) 経営指導員の主要経歴及び相談指導顧問の設置状況

平成22年6月10日
行政事業レビュー
公開プロセス資料

平成21年4月1日現在

経営指導員 人数	主要経歴				相談指導顧問の有無(平成20年度)				
	都道府県	日本公庫	民間金融機関	商工金融所	その他	税理士	中小企業診断士	弁護士	社会保険労務士
1	北海道	3	2	1					
2	青森県	3	2						
3	岩手県	2	1		1				
4	宮城県	3	3						
5	秋田県	3	3						
6	山形県	2	1		1				
7	福島県	3	2						
8	茨城県	3	2						
9	栃木県	3	2	1					
10	群馬県	3	1	1					
11	埼玉県	3	2						
12	千葉県	3	3						
13	東京都	4	3						
14	神奈川県	4	2	2					
15	新潟県	3	1		2				
16	富山県	3	3						
17	石川県	3	3						
18	福井県	3	3						
19	山梨県	2	2						
20	長野県	3	2	1					
21	岐阜県	3	3						
22	静岡県	3	2	1					
23	愛知県	3	1	2					
24	三重県	3	2	1					
25	滋賀県	3	1		1				
26	京都府	3	1						
27	大阪府	3	2	1					
28	兵庫県	3	2	1					
29	奈良県	3	3						
30	和歌山県	3	2		1				
31	鳥取県	3	2		1				
32	島根県	3	2						
33	岡山県	3	3						
34	広島県	3	3						
35	山口県	2	2						
36	徳島県	3	1		1				
37	香川県	2	2						
38	愛媛県	2	1	1					
39	高知県	3	2	1					
40	福岡県	4	3	1					
41	佐賀県	2	1						
42	長崎県	2	2						
43	熊本県	3	2						
44	大分県	2	1	1					
45	宮崎県	4	3	1					
46	鹿児島県	3	2	1					
47	沖縄県	3							
合計		136	94	21	8	4	21	17	12

○ 経営指導員のうち都道府県庁出身者については通例として衛生関係の経験を有しており、これに金融機関出身者の経営指導員、又は税理士、中小企業診断士等の相談顧問を組み合わせて経営指導に対応している。

○ 経営指導員が県庁出身者のみであり、税理士、中小企業診断士等の顧問もないところは5県のみである。

○ 全国生活衛生営業指導センターで、経営指導員への融資関係、衛生関係等の研修を行い、資質の向上を図っている。

※厚生労働省健康局生活衛生課調べ

(案)

健衛発 第 号
平成23年 月 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生営業経営指導員の公募の促進等について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の採用に当たっての公募の促進については、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成23年 月 日 健 発第 号厚生労働省健康局長通知）により各都道府県知事あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、経営指導員の配置状況（H22.4現在及びH23.4現在）を把握させていただきたいので、別紙様式に必要事項を記入いただき、平成23年4月11日（月）までに提出願います。

提出先：厚生労働省健康局生活衛生課指導係 行

FAX:03-3501-9554

都道府県名
担当者名
電話番号

経営指導員の配置状況 (H22.4月現在)

都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職歴	資格 1	資格 2	備考
1						
2						
3						
4						

経営指導員の配置状況 (H23.4月現在)

都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職歴	資格 1	資格 2	備考
1						
2						
3						
4						

(記入要領)

○主要経歴欄について

都道府県、日本公庫、民間金融機関、商工会議所、その他のうち該当するものを記入してください。
なお、その他の場合は、() 書きで主要な経歴を記入してください。

○採用方法欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、公募、非公募のうち該当するものを記入してください。

○最終職歴欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、都局課室及び役職名を記入してください。

○資格 1 欄について

「生活衛生営業経営指導員制度について」(昭和49年4月11日環衛第68号)の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」の第五資格の1～5のうち該当する番号を記入してください。

1 公認会計士、会社士補、社理士、税理士、中小企業診断士の資格を有するものであること。

2 大学卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有するものであること。

3 短期大学(専門学校、旧制高校を含む。)卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するものであること。

4 生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年以上従事した者であって都道府県知事が適当と認めたものであること。

5 1から4に規定するものと同等以上の経験、能力を有するものであって、都道府県知事が適当と認めたものであること。

○資格 2 欄について

公認会計士、税理士、中小企業診断士、医師、獣医師、歯科医師、保健師等その方が有している資格を記入してください。

4. 平成23年度 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付） 予算（案）の概要

1 貸付計画額 1,200億円

2 株式会社日本政策金融公庫補給金 15.3億円

3 貸付条件の改正等

(1) 一般貸付・振興事業貸付の改善等

ア 旅館業に係る省エネルギー設備に「電気自動車用充電設備」を追加し、適用利率を特別利率②とする。

イ 省エネルギー設備に係る貸付利率について、特別利率②又は特別利率③（一般公衆浴場業については浴場利率）とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

ウ 観光圏関連設備資金に係る貸付利率を当初5年間について特別利率③等とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

エ 独立開業設備資金に係る勤務要件を変更する（10年以上→6年以上）

(2) 振興事業貸付の改善等

ア 理容業に係る特別利率適用施設設備のうち、「前洗髪設備」を「洗髪設備」に変更する。

イ 振興事業に係る事業計画書を作成した生活衛生融資制度（仮称）の創設
振興事業に係る事業計画書を策定し、一定の会計書類を備えている生活衛生営業者に対して、設備資金については、特利③から、運転資金については基準金利又は特利①から0.15%の金利低減を適用する。

(3) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

ア 貸付限度額について、「1,000万円」を「1,500万円」とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

イ 貸付期間について、「設備資金にあつては7年以内、運転資金にあつては5年以内」を「設備資金にあつては10年以内、運転資金にあつては7年以内」とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

ウ 据置期間について、「6ヵ月以内」を「設備資金にあつては2年以内、運転資金にあつては1年以内」とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

(4) 特例貸付の改善等

ア 環境対策等関連施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

イ 事業安定等施設貸付

(ア) 対象者に「振興計画に基づく事業を実施している生活衛生営業者以外の者」を追加し、貸付期間を15年以内、適用利率を特利①とする。

(イ) 貸付要件の「事業の拡大等を行うこと」を削除する。

(ウ) 当該貸付の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

ウ 健康・福祉増進関連事業施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

(5) 特別貸付の改善等

生活衛生セーフティネット貸付

(ア) 経営環境変化対応資金

貸付限度額を、「平成23年3月31日時点において、振興運転資金貸付及び本資金の既往貸付残高の合計額が2,850万円を超えるものであつて現貸決済を適用している貸付口については、既往借換部分を別枠とするが、下記の条件を踏まえるものとする。

・①5,700万円から既往貸付分(既往借換分を除く)を控除した金額(貸付可能額)と、②既往貸付分(既往借換分を除く)と、③別枠化した既往借換分を加えた金額が1億1,400万円を超える場合は、超過額を①貸付可能額から控除する。

・平成23年4月以降に適用された現貸決済は別枠化しない。

・別枠化部分の再借換を可能とするが、その場合、別枠扱いが解除される。

・当措置は、地域の金融機関との協調支援体制維持の観点から特に必要と認められる場合に限る。」

に変更する。

(イ) 金融環境変化対応資金

- a 貸付限度3,000万円を4,000万円とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。
- b 貸付対象のうち、「経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引機関との取引状況が変化している者」の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

5. 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の貸付制度概要

区分	貸付種別	対象規模	貸付限度額	利率区分	貸付資金使用条件		償還期限	担保及び保証人	取扱窓口
					貸付	資金使用条件			
一 一般貸付	I 会社・個人（対象業種） 1 飲食店営業 ・そば・うどん店 ・中華料理店 ・すし店 ・料理店 ・社交業 ・その他飲食店 2 喫茶店営業 3 食肉販売業 ・食肉販売業 ・食鳥肉販売業 4 水産販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業 8 旅館業 ・市村・旅館営業 ・簡易宿所営業 ・下宿営業 9 浴場業 ・一般公衆浴場 ・サウナ ・その他公衆浴場 10 クレニング業（注2） 11 理容師美容師養成施設の開設者	資本金 5,000万円以下 又は 従業員 50人以下 ただし、 1 資本金 ・食肉・食鳥 ・肉卸売業 ・水産卸売業 ・興行場営業 ・クレンジング業 2 従業員 ・飲食店営業 ・喫茶店営業 ・理容業 ・美容業 ・浴場業 ・食肉・食鳥 ・肉卸売業 ・水産卸売業 ・興行場営業 ・旅館業 200人以下 300人以下	設備資金 7,200万円 ただし、 クレンジング業（注2） 1億2,000万円 興行場営業 2億円 旅館業 4億円 一般公衆浴場 3億円 ・既存浴場で2施設以上の 場合 4億8,000万円 ・借地契約の更新又は買 取の場合 1億5,000万円 別枠 竹が営業 2億円	基準利率 特利② 特利③	土地、建物等営業に必要な施設、設備、従業員宿舍、経営多様化（理・美容及び一般公衆浴場業に限る）等 省エネルギー設備（建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、クーラー・エンジン・省エネルギー自動車）電気自動車充電設備（旅館業に限る） 近代化等 衛生設備 省エネルギー設備（消費保管器）、換気設備、減音機、循環送風機、省エネルギー設備（太陽熱利用冷温熱装置、太陽光発電設備、風力発電設備）等 「観光圏整備実施計画」の認定を受けた旅館業者が、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に必要な施設の整備に関する事業を行うために必要な設備（貸付後5年間は特利③） 浴場確保対策 店舗等、給水湯施設、浴槽、洗場、煙突貯油槽、重油貯蔵所、超音波・赤外線設備等 借地契約の更新又は借地の買取資金	設備資金 13年以内 一般公衆浴場業 30年以内 独立開業 ・従業員宿舍 ・従業員住宅 } 15年以内 ・理容師美容師養成施設 18年以内 ・新設に限り 20年以内 ・観光圏関連 20年以内	1 担保 必要に応じて 2 保証人 1名以上	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金	
			設備資金 1億5,000万円 一般公衆浴場業（別枠） 1億5,000万円 クレンジング業（注2） 3億円 興行場営業 7億2,000万円 旅館業 7億2,000万円	特利③ 特利④ 0.15% 特利⑤ 0.15%	振興事業設備のうち特定設備 （店舗等、厨房設備、空調設備、AED（自動体外式除動器）、送迎車両（飲食店営業に限る。）等） ただし、貸付額2億7,000万円超の部分は基準利率とする。 振興計画に基づき、生活衛生同業組合の検証を受けた事業計画を実施し一定の会計書類を備えている生活衛生業者が必要な設備資金 ただし、貸付額2億7,000万円超の部分は基準利率とする。 振興事業設備のうち特定設備等以外のものは上記Iと同じ	振興事業設備資金 18年以内 ・店舗等の新設、従業員宿 の新設又は観光圏関連設 備の場合20年	1 担保 必要に応じて 2 保証人 1名以上	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金	
			振興事業 同小組合の組合員 （種別・規模は上記Iと同じ）	振興事業設備のうち特定設備等以外のものは上記Iと同じ 振興計画に従って事業を営むために必要な運転資金 標準営業約款登録業者が必要な運転資金 振興計画に基づき、生活衛生同業組合の検証を受けた事業計画を実施し一定の会計書類を備えている生活衛生業者が必要な運転資金 振興計画に基づき、生活衛生同業組合の検証を受けた事業計画を実施し一定の会計書類を備えている標準営業約款登録業者が必要な運転資金	振興事業設備資金 5年以内 ・必要の場合7年以内	振興事業 同小組合の組合員 （種別・規模は上記Iと同じ）	1 担保 必要に応じて 2 保証人 1名以上	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金	
			振興事業 同小組合の組合員 （種別・規模は上記Iと同じ）	振興事業設備のうち特定設備等以外のものは上記Iと同じ 振興計画に従って事業を営むために必要な運転資金 標準営業約款登録業者が必要な運転資金 振興計画に基づき、生活衛生同業組合の検証を受けた事業計画を実施し一定の会計書類を備えている生活衛生業者が必要な運転資金 振興計画に基づき、生活衛生同業組合の検証を受けた事業計画を実施し一定の会計書類を備えている標準営業約款登録業者が必要な運転資金	振興事業設備資金 5年以内 ・必要の場合7年以内	振興事業 同小組合の組合員 （種別・規模は上記Iと同じ）	1 担保 必要に応じて 2 保証人 1名以上	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金	

(注1) その他公衆浴場業にかかる資金使途は、レジオネラ症の発生を防止するための設備資金に限る。
 (注2) 平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング業に転換したものは含む。ただし、貸付限度額は4,800万円（振興事業貸付の運転資金を含む4,800万円）

区分	対象		貸付限度額	貸付金使件		償還期限	担保及び保証人	取扱窓口
	種別	規		利率区分	貸付金使件			
一般貸付及び振興事業業貸付	Ⅲ 組合等 生活衛生同業組合 同小組合及び同連合会 （理・美容師養成施設） 3億円 5,000万円 5,000万円 その他の組合 （理・美容師養成施設 1億8,000万円） 2 準学校法人・一般社団法人等 設備資金 （理・美容師養成施設 1億8,000万円）	1 組合 設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 1億5,000万円 （理・美容師養成施設 2億8,000万円） 同連合会 同小組合 その他の組合 （理・美容師養成施設 1億8,000万円） 2 準学校法人・一般社団法人等 設備資金 （理・美容師養成施設 1億8,000万円）	1 設備資金 次の特定施設・設備を除き上記Ⅰに同じ。 特利③ 一般公務浴場業・共同重油貯蔵所 クレーン作業 産業廃棄物共同集積施設 2 共同購入運転資金 基準利率	1 設備資金 次の特定施設・設備を除き上記Ⅰに同じ。 特利③ 一般公務浴場業・共同重油貯蔵所 クレーン作業 産業廃棄物共同集積施設 2 共同購入運転資金 基準利率	1 設備資金 次の特定施設・設備を除き上記Ⅰに同じ。 特利③ 一般公務浴場業・共同重油貯蔵所 クレーン作業 産業廃棄物共同集積施設 2 共同購入運転資金 基準利率	1 担保 必要に応じ て敷する。 2 保証人 1名以上	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金	
災害貸付	① 会社・個人 上記Ⅰに同じ ② 組合等	設備資金 1 災害ごとに上乗せ 3,000万円 設備資金及び共同購入運転資金 1 災害ごとに上乗せ 5,000万円	設備資金 1 災害ごとに上乗せ 3,000万円 設備資金及び共同購入運転資金 1 災害ごとに上乗せ 5,000万円	設備資金 原則10年以内 1 設備資金 原則10年以内 2 共同購入運転資金 原則5年以内	設備資金 原則10年以内 1 設備資金 原則10年以内 2 共同購入運転資金 原則5年以内	1 一般貸付に同じ。 ただし、業 情に応じ弾力的 に取扱う。	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金	

区分	対象		貸付限度額	利率区分	資金使途		償還期限	担保及び保証人	取扱窓口
	貸付種別	対象規模			貸付金額	件数			
生活衛生営業者特別経営改善資金貸付	一般貸付に同じ(注3)	従業員5人以下	1,500万円	経営改善利率	経営改善に必要な設備資金及び運転資金	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	各支店 (直接貸付のみ)		
生活衛生環境改善対策特別貸付	感染症又は食中毒の発生による生活環境の著しい変化に起因し、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している者で、中長期的に業況が回復し発原することが見込まれる者 (種別及び規模は一般貸付に同じ)		衛生環境の激変事由ごとに 【別枠】1,000万円	基準利率 ただし、振興計画に基づくものは特利③	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の資金繰りに必要となる運転資金	5年以内 (特に必要な場合 7年以内)	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金		
生活衛生園医営業セーフティネット貸付	【経営環境変化対応資金】 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合又は同小組合の組合員であって社会的、経済的、環境的変化等の要因により売上等が減少しているものであって、中長期的には業況が回復することが見込まれる者 (種別及び規模は一般貸付に同じ)		平成23年3月31日時点において、振興運転資金貸付及び本資金の既貸付残高の合計額が2,850万円を超えるものであって現貸付を適用している貸付口については、既貸付換部分を別枠とするが、注①の条件を踏まえるものとする。 【別枠】4,000万円	基準利率	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	5年以内 (特に必要な場合 8年以内)	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金		
生活衛生園医営業セーフティネット貸付	【金融環境変化対応資金】 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合又は同小組合の組合員であって金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者 (種別及び規模は一般貸付に同じ)		【別枠】4,000万円	基準利率	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金	5年以内 (特に必要な場合 8年以内)	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金		

(注3) その他公衆浴場事業にかかる資金使途は、運転資金に限る。
(注4) ・①5,700万円から既貸付分(既貸付換分を除く)を控除した金額(貸付可能額)と、②既貸付分(既貸付換分を除く)と、③別枠化した既貸付換分を加えた金額が1,400万円を超える場合は、超過額を①貸付可能額から控除する。・平成23年4月以降に適用された現貸付は別枠化しない。・別枠化部分の再借換を可能とするが、その場合、別枠化部分の再借換が解除される。
・当措置は、地域の金融機関との協議支援体制維持の観点から特に必要と認められる場合に限る。

区分	貸種別		対象規模	貸付限度額	利率区分	貸付金使途	償還期限	担保及び保証人	取扱窓口
	種別	貸付							
特例	環境対策等関連施設貸付	【防災・環境対策資金】 生活衛生関係営業全業種、理容師・美容師養成施設開設者 (種別及び規模は一般貸付に同じ)	一般貸付又は振興事業貸付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特利② ・振興計 画に基づく くもの及 びアスベ スト対策 関連は特 利③ ・一般公 衆浴場業 は浴場利 率	設備資金 ・15年以内 ・振興計画に基づくもの は18年以内 ・一般公衆浴場業は30年 以内	設備資金 ・15年以内 ・振興計画に基づくもの は18年以内 ・一般公衆浴場業は30年 以内	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金		
		【雇用安定資金】 生活衛生営業者(会社及び個人に限る)であって、従業に比べ て事業所全体で新たに2人以上(中小企業雇用保険法の特定業種 に該当する場合、従業員規模が20人以下の場合又は女性、若者 (30歳未満)若しくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合は1人 以上)の人材確保が見込まれる者 (種別及び規模は一般貸付に同じ)	一般貸付又は振興事業貸付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特利① ・振興計 画に基づく くものは 特利②	振興計画に基づくもの は18年以内 ・一般公衆浴場業は 30年以内				
例	健康・福祉増進関連事業施設貸付	【奨励防止資金】 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館 業、一般公衆浴場業及びサウナ営業 (種別及び規模は一般貸付に同じ)	一般貸付又は振興事業貸付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特利② ・振興計 画に基づく くもの及 び一般公 衆浴場業 は特利③	顧客の受動喫煙による影響を排除・減少させるために必要な設 備資金	設備資金 ・15年以内 ・振興計画に基づくもの は18年以内 ・一般公衆浴場業は 30年以内	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金		
		【福祉増進関連事業施設資金】 生活衛生関係営業者であって生活衛生営業指導センターから 「福祉増進関連事業施設等」である旨の証明を受けた者 (種別及び規模は一般貸付に同じ)	一般貸付又は振興事業貸付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特利② ・振興計 画に基づく くものは 特利③ ・運転資 金及び土 地は基準 利率	高齢者等の利用の円滑化等を図るために必要な設備資金及び運 転資金(組合等のみ)				

(参考) 特別貸付等の取扱期間は以下のとおり

名称	取扱期間
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	平成24年3月31日まで
衛生環境変化対応策特別貸付	平成24年3月31日まで (主務省からの発動の指示があった日から起算して6ヵ月目の末日まで)
生活衛生関係営業セーフティネット貸付	平成24年3月31日まで
環境対策等関連施設貸付	平成24年3月31日まで (取引状況変化対応策関連は平成24年3月31日まで)
雇用安定等施設貸付	平成24年3月31日まで
健康・福祉増進関連事業施設貸付	平成24年3月31日まで

6. 振興計画の認定状況

振興計画の認定状況①

(平成22年4月1日現在)

クリーニング業 (振興指針告示57. 4. 1) 目標年度 25年度(延長)		飲食店営業(すし店) (振興指針告示57. 7. 29) 目標年度 25年度(延長)		理 容 業 (振興指針告示58. 12. 20) 目標年度 25年度(延長)		美 容 業 (振興指針告示58. 12. 20) 目標年度 25年度(延長)	
組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日
北海道	60. 1. 19	北海道	60. 7. 25	北海道	60. 8. 1	北海道	60. 7. 19
青森	60. 9. 25	青森	61. 10. 28	青森	61. 9. 6	青森	62. 11. 16
岩手	61. 7. 24	岩手	60. 8. 19	岩手	60. 7. 10	岩手	61. 7. 1
宮城	60. 12. 9	宮城	61. 12. 15	宮城	60. 7. 19	宮城	60. 7. 19
秋田	61. 3. 29	秋田	61. 12. 27	秋田	60. 4. 22	秋田	61. 7. 14
山形	60. 12. 27	山形	62. 3. 16	山形	60. 3. 26	山形	60. 10. 17
福島	61. 8. 7	福島	60. 11. 1	福島	60. 4. 4	福島	60. 9. 20
茨城	60. 4. 4	茨城	61. 10. 15	茨城	60. 3. 8	茨城	63. 3. 30
栃木	59. 12. 10	栃木	59. 10. 17	栃木	60. 2. 15	栃木	60. 1. 14
群馬	60. 8. 19	群馬	62. 4. 6	群馬	60. 4. 22	群馬	63. 4. 20
埼玉	59. 10. 29	埼玉	61. 4. 24	埼玉	60. 7. 16	埼玉	元. 4. 24
千葉	61. 7. 1	千葉	61. 5. 28	千葉	60. 4. 12	千葉	60. 12. 27
東京	60. 4. 12	東京	61. 8. 12	東京	60. 3. 29	東京	61. 8. 12
神奈川	60. 6. 24	神奈川	61. 7. 1	神奈川	59. 11. 21	神奈川	02. 8. 16
新潟	61. 12. 19	新潟	11. 11. 26	新潟	60. 4. 22	新潟	61. 11. 13
富山	61. 9. 6	富山	63. 6. 13	富山	60. 2. 7	富山	62. 7. 15
石川	60. 12. 9	石川	02. 4. 18	石川	59. 12. 10	石川	60. 9. 25
福井	62. 6. 23	福井	61. 10. 15	福井	60. 12. 3	福井	62. 11. 16
山梨	61. 11. 21	山梨	61. 12. 5	山梨	60. 8. 6	山梨	元. 4. 21
長野	58. 11. 15	長野	02. 10. 12	長野	60. 1. 29	長野	62. 7. 15
岐阜	61. 12. 5	岐阜	63. 3. 8	岐阜	60. 1. 7	岐阜	元. 5. 11
静岡	61. 9. 19	静岡	62. 1. 12	静岡	60. 8. 14	静岡	61. 9. 19
愛知	60. 2. 22	愛知	60. 6. 13	愛知	60. 1. 14	愛知	59. 10. 17
三重	61. 5. 14	三重	61. 7. 14	三重	60. 2. 22	三重	63. 2. 1
滋賀	61. 6. 23	滋賀	元. 4. 21	滋賀	60. 8. 31	滋賀	63. 9. 7
京都	60. 10. 17	京都	61. 10. 22	京都	61. 10. 22	京都	62. 9. 22
大阪	60. 12. 12	大阪	61. 9. 19	大阪	60. 9. 25	大阪	62. 8. 6
兵庫	60. 11. 22	兵庫	62. 1. 12	兵庫	60. 1. 14	兵庫	62. 10. 13
奈良	60. 12. 14	奈良	—	奈良	60. 7. 16	奈良	63. 2. 4
和歌山	61. 1. 16	和歌山	—	和歌山	60. 4. 22	和歌山	61. 10. 22
鳥取	62. 12. 14	鳥取	62. 2. 18	鳥取	60. 8. 14	鳥取	61. 10. 28
島根	60. 10. 17	島根	元. 10. 13	島根	60. 8. 14	島根	60. 10. 23
岡山	62. 5. 22	岡山	63. 7. 28	岡山	60. 5. 23	岡山	60. 7. 25
広島	60. 10. 25	広島	62. 11. 26	広島	60. 1. 7	広島	63. 11. 7
山口	60. 10. 3	山口	62. 5. 25	山口	59. 10. 19	山口	60. 10. 9
徳島	62. 1. 12	徳島	62. 11. 7	徳島	60. 4. 19	徳島	61. 11. 21
香川	60. 12. 9	香川	06. 7. 15	香川	60. 4. 15	香川	元. 7. 13
愛媛	61. 7. 14	愛媛	63. 3. 8	愛媛	60. 5. 22	愛媛	63. 4. 20
高知	60. 12. 23	高知	—	高知	60. 8. 19	高知	61. 10. 15
福岡	60. 12. 12	福岡	63. 6. 1	福岡	60. 7. 16	福岡	60. 7. 25
佐賀	60. 10. 15	佐賀	—	佐賀	60. 9. 20	佐賀	60. 9. 6
長崎	61. 6. 2	長崎	06. 10. 27	長崎	60. 8. 24	長崎	60. 9. 20
熊本	61. 9. 5	熊本	61. 12. 19	熊本	60. 3. 8	熊本	62. 4. 25
大分	60. 7. 9	大分	—	大分	60. 10. 17	大分	62. 7. 23
宮崎	60. 10. 17	宮崎	62. 8. 13	宮崎	61. 5. 6	宮崎	61. 8. 19
鹿児島	60. 3. 20	鹿児島	61. 3. 27	鹿児島	60. 1. 7	鹿児島	62. 6. 23
沖縄	62. 4. 17	沖縄	—	沖縄	62. 2. 6	沖縄	61. 7. 1
認定数47件 (47組合)		認定数41件 (43組合)		認定数47件 (47組合)		認定数47件 (47組合)	

(注) 空白は振興計画未作成、—は組合が未設置であるもの

振興計画の認定状況②

(平成22年4月1日現在)

飲食店営業(めん類) (振興指針告示59. 8. 23) 目標年度 26年度(延長)		旅館業 (振興指針告示59. 8. 28) 目標年度 26年度(延長)		食肉販売業 (振興指針告示60. 12. 26) 目標年度 22年度(延長)		飲食店営業(一般飲食業) (振興指針告示62. 2. 27) 目標年度 23年度(延長)	
組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日
北海道	61. 12. 19	北海道	61. 12. 15	北海道	62. 2. 18	北海道	—
青森	—	青森	63. 7. 28	青森	61. 9. 19	青森	—
岩手	—	岩手	元. 9. 18	岩手	62. 5. 29	岩手	62. 11. 18
宮城	61. 6. 23	宮城	06. 4. 8	宮城	61. 10. 2	宮城	—
秋田	61. 3. 18	秋田	61. 11. 6	秋田	62. 2. 23	秋田	63. 2. 25
山形	62. 6. 18	山形	61. 10. 2	山形	62. 5. 22	山形	—
福島	61. 1. 16	福島	62. 3. 25	福島	62. 4. 25	福島	—
茨城	61. 10. 22	茨城	61. 11. 21	茨城	62. 11. 2	茨城	—
栃木	60. 11. 27	栃木	60. 10. 25	栃木	61. 10. 22	栃木	62. 12. 14
群馬	61. 10. 15	群馬	63. 4. 20	群馬	61. 10. 28	群馬	63. 8. 29
埼玉	61. 3. 31	埼玉	62. 10. 2	埼玉	61. 10. 22	埼玉	63. 4. 13
千葉	61. 8. 21	千葉	63. 3. 8	千葉	61. 10. 28	千葉	62. 12. 4
東京	60. 10. 9	東京	62. 3. 16	東京	61. 7. 29	東京	62. 12. 23
神奈川	60. 12. 9	神奈川	元. 8. 11	神奈川	61. 12. 27	神奈川	62. 11. 7
新潟	60. 11. 22	新潟	62. 2. 18	新潟	62. 11. 26	新潟	—
富山	60. 10. 23	富山	02. 7. 24	富山	—	富山	63. 1. 20
石川	61. 9. 19	石川	02. 7. 27	石川	—	石川	63. 9. 9
福井	60. 11. 12	福井	元. 12. 7	福井	13. 11. 12	福井	62. 7. 29
山梨	—	山梨	元. 8. 2	山梨	元. 3. 28	山梨	—
長野	60. 11. 22	長野	61. 12. 19	長野	61. 12. 27	長野	63. 3. 16
岐阜	—	岐阜	63. 9. 20	岐阜	62. 2. 27	岐阜	63. 3. 16
静岡	60. 11. 12	静岡	62. 6. 18	静岡	61. 10. 22	静岡	62. 8. 13
愛知	60. 9. 30	愛知	62. 10. 2	愛知	61. 10. 22	愛知	62. 10. 20
三重	60. 9. 30	三重	63. 12. 7	三重	63. 1. 20	三重	63. 4. 13
滋賀	—	滋賀	63. 11. 7	滋賀	62. 2. 27	滋賀	—
京都	61. 4. 24	京都	63. 10. 3	京都	61. 12. 5	京都	62. 10. 13
大阪	60. 11. 1	大阪	04. 5. 15	大阪	61. 10. 15	大阪	62. 11. 16
兵庫	60. 10. 25	兵庫	元. 8. 22	兵庫	61. 10. 22	兵庫	62. 8. 3
奈良	—	奈良	02. 7. 24	奈良	13. 11. 12	奈良	63. 2. 4
和歌山	—	和歌山	02. 4. 12	和歌山	62. 8. 26	和歌山	63. 3. 11
鳥取	—	鳥取	03. 3. 29	鳥取	15. 9. 25	鳥取	63. 7. 18
島根	—	島根	02. 11. 1	島根	02. 11. 20	島根	63. 3. 8
岡山	—	岡山	03. 8. 8	岡山	63. 5. 10	岡山	62. 11. 26
広島	—	広島	63. 8. 29	広島	61. 9. 19	広島	62. 11. 18
山口	—	山口	63. 6. 20	山口	62. 5. 25	山口	63. 2. 1
徳島	—	徳島	62. 12. 23	徳島	03. 9. 26	徳島	—
香川	—	香川	62. 10. 13	香川	13. 12. 13	香川	62. 7. 17
愛媛	—	愛媛	62. 7. 8	愛媛	61. 10. 28	愛媛	62. 9. 28
高知	—	高知	61. 8. 19	高知	61. 11. 13	高知	—
福岡	—	福岡	62. 3. 9	福岡	61. 11. 13	福岡	63. 5. 20
佐賀	—	佐賀	62. 5. 18	佐賀	61. 12. 27	佐賀	63. 1. 6
長崎	—	長崎	63. 2. 18	長崎	61. 12. 5	長崎	63. 2. 4
熊本	—	熊本	62. 3. 16	熊本	61. 10. 2	熊本	62. 11. 26
大分	—	大分	62. 10. 2	大分	63. 1. 6	大分	63. 1. 6
宮崎	—	宮崎	63. 2. 18	宮崎	61. 8. 12	宮崎	62. 9. 22
鹿児島	—	鹿児島	62. 8. 3	鹿児島	63. 3. 23	鹿児島	63. 3. 23
沖縄	—	沖縄	62. 1. 21	沖縄	—	沖縄	63. 10. 3
認定数23件 (23組合)		認定数47件 (47組合)		認定数44件 (44組合)		認定数36件 (36組合)	

(注) 〃は振興計画未作成、—は組合が未設置であるもの

振興計画の認定状況③

(平成22年4月1日現在)

飲食店営業(中華料理業) (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)		飲食店営業(料理業) (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)		飲食店営業(社交業) (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)		喫茶店営業 (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)	
組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日
北海道	02. 5. 28	北海道	62. 12. 23	北海道	62. 11. 16	北海道	62. 8. 29
青森	—	青森	63. 8. 29	青森	63. 1. 20	青森	—
岩手	62. 11. 26	岩手	62. 11. 26	岩手	62. 10. 20	岩手	63. 1. 6
宮城	62. 9. 22	宮城	63. 12. 19	宮城	62. 10. 20	宮城	63. 10. 11
秋田	—	秋田	—	秋田	63. 2. 1	秋田	62. 11. 18
山形	—	山形	63. 3. 30	山形	63. 3. 11	山形	63. 3. 11
福島	62. 7. 17	福島	—	福島	62. 7. 29	福島	62. 7. 17
茨城	63. 1. 20	茨城	63. 6. 13	茨城	—	茨城	元. 1. 27
栃木	62. 12. 14	栃木	12. 8. 9	栃木	62. 12. 14	栃木	—
群馬	元. 4. 20	群馬	—	群馬	63. 3. 30	群馬	—
埼玉	63. 3. 30	埼玉	—	埼玉	02. 4. 24	埼玉	元. 5. 15
千葉	62. 8. 29	千葉	63. 3. 16	千葉	—	千葉	—
東京	62. 10. 13	東京	63. 1. 20	東京	63. 3. 16	東京	62. 11. 16
神奈川	62. 11. 7	神奈川	63. 8. 15	神奈川	63. 4. 28	神奈川	63. 5. 20
新潟	—	新潟	63. 9. 20	新潟	63. 7. 11	新潟	元. 10. 27
富山	62. 8. 26	富山	62. 9. 22	富山	62. 12. 23	富山	63. 4. 20
石川	—	石川	—	石川	63. 3. 11	石川	63. 4. 28
福井	04. 10. 15	福井	63. 1. 6	福井	02. 3. 15	福井	62. 11. 7
山梨	—	山梨	—	山梨	—	山梨	—
長野	—	長野	07. 2. 8	長野	63. 4. 20	長野	—
岐阜	62. 12. 14	岐阜	63. 7. 18	岐阜	63. 3. 11	岐阜	62. 9. 22
静岡	—	静岡	63. 2. 25	静岡	62. 12. 23	静岡	—
愛知	62. 8. 3	愛知	63. 8. 29	愛知	63. 2. 4	愛知	62. 8. 3
三重	—	三重	63. 3. 16	三重	元. 8. 10	三重	62. 9. 22
京都	—	京都	—	京都	—	京都	02. 10. 19
大阪	63. 8. 29	大阪	63. 8. 29	大阪	04. 9. 22	大阪	63. 12. 6
兵庫	62. 11. 26	兵庫	62. 12. 23	兵庫	62. 12. 14	兵庫	62. 11. 18
奈良	07. 12. 21	奈良	62. 11. 18	奈良	62. 11. 2	奈良	62. 9. 28
和歌山	—	和歌山	—	和歌山	—	和歌山	—
鳥取	—	鳥取	—	鳥取	63. 7. 18	鳥取	63. 7. 18
島根	—	島根	—	島根	—	島根	—
岡山	—	岡山	63. 8. 29	岡山	63. 2. 25	岡山	63. 12. 7
広島	—	広島	62. 11. 26	広島	62. 11. 18	広島	62. 9. 22
山口	—	山口	—	山口	—	山口	—
徳島	—	徳島	元. 4. 20	徳島	63. 7. 11	徳島	—
香川	—	香川	—	香川	04. 8. 17	香川	—
愛媛	62. 11. 7	愛媛	—	愛媛	63. 7. 28	愛媛	63. 7. 28
高知	62. 8. 6	高知	—	高知	08. 11. 12	高知	62. 8. 26
福岡	—	福岡	63. 4. 28	福岡	63. 5. 20	福岡	63. 5. 20
佐賀	—	佐賀	62. 8. 19	佐賀	—	佐賀	—
長崎	—	長崎	04. 3. 31	長崎	63. 2. 1	長崎	—
熊本	—	熊本	63. 4. 28	熊本	63. 4. 20	熊本	—
大分	—	大分	—	大分	—	大分	元. 3. 28
宮崎	—	宮崎	—	宮崎	63. 1. 6	宮崎	—
鹿児島	—	鹿児島	—	鹿児島	62. 11. 2	鹿児島	元. 4. 4
沖縄	—	沖縄	—	沖縄	63. 10. 3	沖縄	—
認定数20件 (21組合)		認定数28件 (30組合)		認定数37件 (38組合)		認定数29件 (30組合)	

(注) 〃は振興計画未作成、—は組合が未設置であるもの。

振興計画の認定状況④

(平成22年4月1日現在)

食鳥肉販売業 (振興指針告示63. 3. 30) 目標年度 24年度(延長)		興行場営業 (振興指針告示63. 3. 30) 目標年度 25年度(延長)		浴場業 (振興指針告示63. 3. 30) 目標年度 26年度(延長)		水雪販売業 (振興指針告示63. 3. 30) 目標年度 22年度(延長)		旅館業(簡易宿所) (振興指針告示63. 3. 30) 目標年度 26年度(延長)	
組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日
北海道	—	北海道	元. 9. 18	北海道	07. 7. 26	北海道	—	北海道	—
青森	—	青森	02. 7. 24	青森	—	青森	—	青森	—
岩手	—	岩手	12. 1. 17	岩手	0	岩手	—	岩手	—
宮城	—	宮城	02. 8. 1	宮城	03. 8. 12	宮城	—	宮城	—
秋田	—	秋田	02. 3. 1	秋田	—	秋田	—	秋田	—
山形	—	山形	02. 10. 11	山形	03. 7. 22	山形	—	山形	—
福島	—	福島	02. 1. 31	福島	03. 7. 26	福島	—	福島	—
茨城	元. 3. 28	茨城	02. 1. 31	茨城	03. 7. 26	茨城	—	茨城	—
栃木	—	栃木	02. 1. 31	栃木	03. 7. 26	栃木	—	栃木	—
群馬	元. 5. 15	群馬	11. 1. 21	群馬	—	群馬	—	群馬	—
千葉	—	千葉	05. 6. 30	千葉	—	千葉	—	千葉	—
東京	元. 1. 27	東京	元. 12. 21	東京	03. 7. 26	東京	03. 11. 22	東京	—
神奈川	63. 10. 21	神奈川	02. 8. 1	神奈川	07. 8. 9	神奈川	04. 9. 8	神奈川	—
新潟	—	新潟	—	新潟	03. 9. 13	新潟	—	新潟	—
富山	—	富山	—	富山	03. 8. 8	富山	—	富山	—
石川	—	石川	—	石川	22. 3. 31	石川	—	石川	—
福山	—	福山	元. 11. 16	福山	08. 4. 11	福山	—	福山	—
山梨	—	山梨	02. 12. 21	山梨	—	山梨	—	山梨	—
長野	63. 9. 20	長野	02. 8. 6	長野	—	長野	—	長野	—
岐阜	元. 4. 21	岐阜	—	岐阜	—	岐阜	—	岐阜	—
静岡	元. 10. 13	静岡	02. 1. 5	静岡	09. 8. 20	静岡	06. 4. 22	静岡	—
愛知	—	愛知	—	愛知	03. 8. 8	愛知	—	愛知	—
三重	—	三重	—	三重	—	三重	—	三重	—
滋賀	63. 9. 9	滋賀	02. 6. 20	滋賀	17. 7. 12	滋賀	—	滋賀	—
京都	元. 4. 4	京都	02. 8. 1	京都	04. 7. 16	京都	04. 6. 30	京都	12. 10. 11
大阪	元. 12. 21	大阪	02. 5. 17	大阪	03. 8. 1	大阪	—	大阪	—
兵庫	—	兵庫	02. 3. 28	兵庫	03. 9. 4	兵庫	—	兵庫	—
奈良	—	奈良	—	奈良	—	奈良	—	奈良	—
和歌山	—	和歌山	—	和歌山	—	和歌山	—	和歌山	—
鳥取	—	鳥取	—	鳥取	03. 9. 25	鳥取	—	鳥取	—
島根	—	島根	—	島根	—	島根	—	島根	—
岡山	元. 1. 27	岡山	02. 12. 21	岡山	—	岡山	—	岡山	—
広島	元. 9. 22	広島	04. 12. 18	広島	—	広島	—	広島	—
山口	—	山口	05. 5. 10	山口	—	山口	—	山口	—
徳島	03. 9. 26	徳島	—	徳島	03. 6. 28	徳島	—	徳島	—
香川	元. 2. 8	香川	02. 12. 21	香川	07. 8. 9	香川	—	香川	—
愛媛	63. 12. 7	愛媛	元. 7. 25	愛媛	03. 11. 22	愛媛	—	愛媛	—
高知	—	高知	—	高知	03. 12. 19	高知	—	高知	—
福岡	63. 12. 7	福岡	03. 8. 16	福岡	—	福岡	—	福岡	—
佐賀	—	佐賀	—	佐賀	—	佐賀	—	佐賀	—
長崎	—	長崎	—	長崎	—	長崎	—	長崎	—
熊本	—	熊本	—	熊本	—	熊本	—	熊本	—
大分	—	大分	—	大分	—	大分	—	大分	—
宮崎	16. 7. 28	宮崎	—	宮崎	—	宮崎	—	宮崎	—
鹿児島	—	鹿児島	—	鹿児島	—	鹿児島	—	鹿児島	—
沖縄	—	沖縄	—	沖縄	—	沖縄	—	沖縄	—
認定数17件(17組合)		認定数25件(45組合)		認定数22件(43組合)		認定数 4件(13組合)		認定数 1件(4組合)	
(注) は振興計画未作成, — は組合が未設置であるもの								認定数	計515件
資料: 厚生労働省健康局生活衛生課									(575組合)